

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る資金不足比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

（単位：％）

| 会計の名称       | 資金不足比率 | 資金不足比率基準 |
|-------------|--------|----------|
| 水道事業会計      | －      | 20.0     |
| 下水道事業会計     | －      | 20.0     |
| 下呂温泉合掌村事業会計 | －      | 20.0     |
| 金山病院事業会計    | －      | 20.0     |

資金不足比率欄「－」は資金不足がないことを表す。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長      山   内      登